

常陸太田市教育委員会定例会（１月）会議録

- 1 日 時 令和３年１月２８日（木）午後２時００分
- 2 場 所 常陸太田市分庁舎 203・204 会議室
- 3 出席委員 教育長 石川 八千代
委員 （教育長職務代理者）中村 和幸
委員 安西 仁人
委員 谷下田 幹子
委員 萩谷 浩司
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 教育部長 武藤 範幸
教育総務課長 小泉 秀明（欠席）
指導室長 佐藤 義明
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 井坂 修
文化課長 高橋 知之
スポーツ振興課長 鈴木 正明
図書館長 高木 道安
学校給食センター所長 大畠 敬一
- 6 会議録署名委員 中村 和幸 委員
- 7 議 案
報告第１号 常陸太田市教育委員会が所管する指定管理施設運営支援金支給要
項の制定の専決について
報告第２号 常陸太田市教育委員会が所管する指定管理施設運営補助金交付要
項の制定の専決について
議案第１号 常陸太田市立学校施設開放に関する規則の一部改正について
議案第２号 常陸太田市立学校体育施設開放管理運営委員会設置要項の一部改
正について
議案第３号 常陸太田市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について
議案第４号 常陸太田市GIGAスクール構想推進委員会設置要項の制定につ
いて
議案第５号 常陸太田市立図書館図書宅配サービス実施要項の制定について
- 8 その他
- 9 閉 会 （午後３時４８分）

教育長

ただ今から教育委員会1月定例会を開会します。

1月も下旬になりましたが、年明け初めての定例会ということでひとことご挨拶申し上げます。

去年は新型コロナウイルス感染防止対策ということで小中学校におきましては長期にわたる臨時休校措置をはじめ、また再開してからも夏休みの大幅に短縮するなど、日常生活においてはさまざまな教育活動における自粛や実施内容の検討・対応を求められてきました。そのなかでも教育委員会としても学校のスムーズな運営をはじめ、それぞれの教育委員会所管の施設等の利用、またはさまざまな事業等について感染防止対策を十分にとりながら万全の対策で臨んでいたところでございます。この間、教育委員のみなさまにはいろいろなご助言ご指導を頂戴し本当にお世話になりました。本年もどうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。最初に申しあげましたとおり、年明け間もなく1か月が過ぎようとしています。この新型コロナウイルスにおいては収束するどころか大幅な感染拡大がみられ全国的には11都府県において緊急事態宣言が出され、本県においても独自の緊急事態宣言が2月7日まで出されているところであります。本市においてもPCR検査や抗原検査で陽性になった者が毎日数名出ているような状況になっております。学校関係者においても児童クラブやスポーツ少年団の指導者の感染が判明したことにより市内の児童生徒に陽性者が出たところであります。またみなさんのご承知のとおり市内の教職員のなかに感染者が出たところで該当する学校職場全員がPCR検査を受け昨日全員が陰性だったというところで、本日から学校再開となっているところでございます。本市において今まで家庭内感染等でとどまっていたものが今後職場又は学校といった集団感染の恐れがある場で陽性者が出るということが危惧されるところで、今後感染防止対策はもちろんですが、子どもたちはもちろん市民の安全第一にリスクマネジメントをしっかりとっていかなければならないと思うところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員ですが、委員の皆様は全員出席となっております。事務局職員の方は、教育総務課長が欠席となります。

会議録署名委員には中村委員をお願いをいたします。

本日の議案ですが、事前に配布しております日程表のとおり、2件の報告と5件の議案がございます。よろしくお願いいたします。

また、その他といたしまして、各課長からコロナ対応を含め状況報告していただくことといたします。

それでは早速議事に移りたいと思います。

	報告第1号「常陸太田市教育委員会が所管する指定管理施設運営支援金支給要項の制定の専決について」及び報告第2号「常陸太田市教育委員会が所管する指定管理施設運営補助金交付要項の制定の専決について」，一括して事務局より説明願います。
教育部長	1 ページをご覧願います。 報告第1号「常陸太田市教育委員会が所管する指定管理運営支援金支給要項の制定の専決について」でございます。 2 ページをご覧願います。令和2年12月23日教育長名での専決処分書の写しがございます。 3 ページをご覧願います。要項の内容でございますが、 第1条は、目的。 第2条は、定義。 第3条は、支給対象者。 第4条は、支援金の額を定めてございまして、恐れ入りますが、4 ページの下段、別表をご覧いただきたいと存じます。 まず、収入減少率は令和2年度上半期と前年度同期を比較した収入減少率で、支援金の額はその上限でございます。なお、教育委員会所管の指定管理施設で本支援金の支給の対象となる施設及び事業者は、市民交流センターで指定管理者であるケイミックスパブリックビジネスでございます。 前のページに戻りまして、第5条から、次のページ第7条まではそれぞれ支給申請、支給決定、支給請求でございます。附則でございますが、1 は、施行期日。2 は、失効で、令和3年3月31日限り、その効力を失うとしています。なお、5 ページから9 ページまでは各様式となっておりますので後ほどご覧ください。報告第1号は、以上でございます。 続きまして、10 ページをご覧いただきたいと存じます。 報告第2号「常陸太田市教育委員会が所管する指定管理施設運営補助金交付要項の制定の専決について」でございます。 11 ページに、令和2年12月23日教育長名での専決処分書の写しがございます。 12 ページをご覧願います。要項の内容でございますが、 第1条は、目的。先ほどの支援金と同様で、今度は補助金を交付する要項を定めるものでございます 第2条は、定義。 第3条は、交付対象者。 第4条は、補助金対象事業の内容等。

	なお、教育委員会所管の指定管理施設で本補助金の交付対象となる施設及び事業者は、市民交流センターの指定管理者であるケイミックスパブリックビジネス、西山研修所の指定管理者である日本スポーツ振興協会、温水プールの指定管理者であるフロム常陸の3施設3事業所でございます。第5条から、第7条まではそれぞれ交付申請、交付決定、交付請求でございます。附則でございますが、1は、施行期日。2は、失効で、令和3年3月31日限り、その効力を失うとしています。なお、14ページから17ページまでは各様式となっておりますので後ほどご覧ください。報告第2号は以上でございます。 なお、本要項2件については12月定例市議会定例会にて議決をいただいたものでございます。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等がありますか。 特にないようですので、報告第1号「常陸太田市教育委員会が所管する指定管理施設運営支援金支給要項の制定の専決について」及び報告第2号「常陸太田市教育委員会が所管する指定管理施設運営補助金交付要項の制定の専決について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第1号「常陸太田市立学校施設開放に関する規則の一部改正について」及び議案第2号「常陸太田市立学校体育施設開放管理運営委員会設置要項の一部改正について」、一括して事務局より説明願います。
教育部長	18ページをご覧ください。 議案第1号「常陸太田市立学校施設開放に関する規則の一部改正について」でございます。 提案理由でございますが、学校施設の開放に関連する「常陸太田市立学校体育施設開放管理運営委員会設置要項」との文言統一、学校体育施設の使用申請に必要となる条文及び様式を明確に定めるとともに、条項の整理を加えて本規則の一部改正を行うものでございます。 27ページをご覧いただきたいと存じます。27ページから新旧の改正内容が記載されております。表の右側が現行で左側が改正案でございます。26ページをご覧ください。附則でございますが、施行期日といたしまして、この規則は公布の日から施行する。経過措置といたしまして、この規則の施行の日以後の団体の登録及び体育施設の許可に対する申請について適用し、この規則の施行前に現に当該許可を受けている団体については、なお従前のとおりとする。とされております。なお、21ページから25ページまでは各様式となっておりますので後ほどご覧ください。議案

	第 1 号については以上となります。 続きまして、30 ページをご覧いただきたいと存じます。 議案 2 号「常陸太田市立学校体育施設開放管理運営委員会設置要項の一部改正について」でございます。 提案理由でございますが、先ほどの議案第 1 号の常陸太田市立学校施設の開放に関する規則の一部改正に伴い、文言統一及び字句訂正について本要項の一部改正を行うものでございます。 次の 31 ページが一部を改正する告示でございます。3 行目から「各開放学校」を「各開放校」に、「開放学校」を「開放校」に、「利用団体代表」を「使用団体代表」に、「さまたげない」を「妨げない」に、「この会」を「運営委員会」に、「きく」を「聴く」に、「はかつて」を「諮つて」に改めるものでございます。附則でございますがこの告示は、公布の日から施行する。とされております。 32 ページから 33 ページにかけては新旧の改正内容が記載されておりますので後ほどご覧ください。議案第 2 号は以上でございます。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。 特にないようですので、議案第 1 号「常陸太田市立学校施設開放に関する規則の一部改正について」及び議案第 2 号「常陸太田市立学校体育施設開放管理運営委員会設置要項の一部改正について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第 3 号「常陸太田市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」事務局より説明願います。
教育部長	それでは 34 ページをご覧ください。 議案第 3 号「常陸太田市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」説明いたします。 提案理由でございますが、図書館の開館時間及び休館日の規定について現状に合わせて整理するため、本規則の一部改正を行うものでございます。 改正内容については 36 ページに新旧対照表に記載がございます。先ほどと同じく表の右側が現行で左側が改正案でございます。 附則でございますがこの告示は、公布の日から施行する。とされております。議案第 3 号の説明は以上となります。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
委員	月曜日が祝日の場合でも閉館しているとのことですか、他の施設と同様に開館としたほうが良いのでは？

教育部長	現在、月曜日は祝日の場合でも休みとしており、他の曜日に祝日が被る場合はその日は開館しているところで、利用者にとってもわかりやすく、定着しているところでございます。
教育長	その他、ございますか？ 特にないようですので、議案第3号「常陸太田市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第4号「常陸太田市G I G Aスクール構想推進委員会設置要項の制定について」事務局より説明願います。
教育部長	それでは38ページをご覧くださいと存じます 議案第4号「常陸太田市G I G Aスクール構想推進委員会設置要項の制定について」説明いたします。 提案理由でございますが、情報化社会・グローバル社会において主体的に学び続ける本市の児童生徒の育成のために、「I C T機器を活用した教育活動」と「教職員のI C T活用能力の向上」について検討・協議するG I G Aスクール構想推進委員会を設置するため、本要項を制定するものでございます。 39ページからが要項でございます。 第1条が、設置。 第2条が、この推進委員会の所掌で、第4項にあるI C T支援員については、民間の人材派遣業者との委託契約により来月から来年度1年間各小中学校に配置するものでございます。 第3条が、組織でございますが、委員9人以内及びアドバイザー1人をもって組織するものとしております。 第4条が、任期。 第5条が、委員長及び副委員長。 第6条が、推進委員会の会議に関する規定。 第7条が、庶務。 附則でございますがこの告示は、公布の日から施行する。とされております。議案第4号の説明は以上でございます。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
委員	民間のI C T支援員は各学校に1人配置ということですか？
教育部長	I C T支援員4名を4つのグループにわけて1人が4～5校に配置されるものでございます。週1回または学校規模に応じて週2回程度学校に行く予定となっております。

委員	I C T支援員はこの推進委員会のメンバーに入らないのですか？学識経験者のアドバイザーとはどのような人を選任する予定ですか？
教育部長	I C T支援員は推進委員会のメンバーに入りません。大学の教授をアドバイザーとして選任する予定となっております。I C T支援員にはI C T機器の使い方を教えて頂き、アドバイザーの方にはI C T機器を活用した授業の仕方を教えて頂くという形をとっていきます。
教育長	その他、ございますか？ 特にないようですので、議案第4号「常陸太田市G I G Aスクール構想推進委員会設置要項の制定について」は、議決いただいたことといたします。 続きまして、議案第5号「常陸太田市立図書館図書宅配サービス実施要項の制定について」事務局より説明願います。
教育部長	それでは41 ページをご覧くださいと存じます 議案第5号「常陸太田市立図書館図書宅配サービス実施要項の制定について」説明いたします。 図書館に来館することが困難な方に対し図書館職員が図書資料を配達する方法での貸出を実施するため、本要項を制定するものでございます。 41 ページからが要項でございます。 第1条が、趣旨。 第2条が、対象。 第3条が、登録 第4条が、変更及び停止。 第5条が、貸出しの申込み。 第6条が、貸出資料等といたしまして、数量及び期間は通常の窓口での貸出しと同様の1度に1人につき10冊、15日以内となっております。 第7条が、貸出し及び返却の方法。 第8条が、費用負担といたしまして、無料となります。 第9条が、登録の取消し。 附則でございますがこの告示は、令和3年2月1日から施行する。とされております。議案第5号の説明は以上でございます。
教育長	ただいまの説明について何か質疑等はございますか。
委員	バスでの移動手段しかない人や、新型コロナウイルス感染症により自宅待機となった人は対象となるのですか？
教育部長	そのような方については第2条第4項で認めるようにしていきたいと考えています。新たな事業となりますので、事業を行う中で何かありまし

	たらその都度、要項の見直し等を行ってまいります。
教育長	その他、ございますか？ 特にないようですので、議案第5号「常陸太田市立図書館図書宅配サービス実施要項の制定について」は、議決いただいたことといたします。
各所属課長	各教育委員会所管から施設の状況等について報告。
委員	・卒業式の出席について ・新型コロナウイルスに関する市の対応について
教育部長	次回教育委員会定例会（2月）日程について 日時 令和3年2月18日（木）午前10時 場所 常陸太田市役所分庁舎 203・204 会議室